

【屋外広告物手数料改定のお知らせ】

平成31年4月1日申請分より屋外広告物手数料が改定されます

舞鶴市の手数料に係る条例が改正され、平成31年4月1日付で屋外広告物に係る手数料が改定されますので、お知らせしますとともに、ご理解、ご協力をお願いいたします。

対象となる広告物並びに手数料改定一覧

区分	許可手数料（改定前）	許可手数料（改定後）
屋上広告物、アーチ広告物及び広告塔の類	・ 広告物の表示面積の合計が5平方メートルまで1,500円、 5平方メートルを超える部分につき5平方メートルまでごとに750円	従来通り
軒下広告物、建植広告物、へい垣広告物その他の広告物の類	・ 広告物の表示面積の合計が5平方メートルまで1,000円、 5平方メートルを超える部分につき5平方メートルまでごとに500円	・ 広告物の表示面積の合計が5平方メートルまで 1,500円 、 5平方メートルを超える部分につき5平方メートルまでごとに 750円
気球広告物	1個につき750円	1個につき 1,350円
横断幕及び幕広告	1張りにつき250円	1張りにつき 500円
電柱広告物及び街灯柱広告物	1個につき250円	1個につき 500円
立看板、貼り札、道標板、スタンドその他これらに類するもの	1個につき250円	1個につき 500円
貼り紙	100枚までごとに300円	100枚までごとに 600円

※ 平成31年4月1日以降の申請につきましては改正後の手数料が適用されますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先 舞鶴市都市計画課
舞鶴市字北吸1044番地
電話0773-66-1048（直通）